

第11期分別収集計画

(令和8年度～令和12年度)



沼ノ端クリーンセンター

令和7年6月

苫小牧市

目次

1 計画策定の意義	1
2 基本的方向	1
3 計画期間	1
4 対象品目	1
5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み(法8条第2項第1号)	1
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法8条第2項第2号)	2
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法8条第2項第3号)	3
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量および製品プラスチック量の見込み(法8条第2項第4号)	4
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	5
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法8条第2項第6号)	6
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1 計画策定の意義

太平洋に臨む苫小牧市は、樽前山麓の広大な森林や、ラムサール条約登録湿地に指定されるウトナイ湖を含む勇払原野があり、希少な自然が残る場所となっている。この豊かな自然と調和した快適な生活環境の中で、共に生き生きと心豊かに暮らしながら、全ての市民が持てる能力で社会に貢献し、未来に向かって挑戦し続けるまち「人間環境都市」の実現を目指してまちづくりを進めている。また、令和3年8月には、2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」への挑戦を宣言し、「053(ゼロごみ)のまち とまこまい」の実現に向けて、4R(リデュース、リフューズ、リユース、リサイクル)の推進及び安定的かつ持続可能なごみ処理を基本方針に掲げている。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、4Rを推進するとともに、限りある資源の有効活用と、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・市がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明確化し、これを公表することにより、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- 4Rの推進
- 安定的かつ持続可能なごみ処理

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み(法8条第2項第1号)

(単位:t)

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	7,207	7,155	7,104	7,055	7,005
製品プラスチック	440	437	434	431	428

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施に当たっては、市民、事業者、市が各々の役割を果たし、一体となった取組を実施する必要がある、それぞれが取り組むべき主な役割は次のとおりとする。

市民	● 過剰包装・使い捨て容器の購入自粛に努める ● マイバッグ、マイ箸、マイボトルの活用に努める ● 環境配慮型製品（詰め替え商品、ばら売り、量り売り商品等）の購入に努める ● 修理して長期間使用するように努める ● レンタル・リース商品の活用に努める ● 排出量を減らせるようライフスタイルの見直しに努める
事業者	● 過剰包装・使い捨て容器の使用自粛に努める ● ばら売りや量り売りの推進に努める ● レジ袋やトレイの削減に努める ● 環境配慮型製品の製造・販売に努める ● 製品の長寿命化やアフターサービス体制の整備に努める ● 製造業者や流通業者による自主回収・資源化の推進に努める ● イベント会場におけるプラスチック容器の使用削減、再生利用可能容器への置き換え等に努める
市	● マイバッグ、マイ箸、マイボトルの活用の啓発・推進に努める ● スーパー・小売店に対するレジ袋の削減、過剰包装の自粛やトレイ等の回収促進の呼びかけに努める ● 事業者として自らも排出抑制策を実施することや環境配慮型製品の購入に努める ● 資源回収業者に関する情報を収集し、各種団体に情報を提供するように努める ● 出前講座や次世代市民への環境教育、SNS 等の様々な媒体を活用して情報発信に努める

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集体制等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		缶
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	びん
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙類 （紙パック、段ボール以外の紙製容器包装）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量および製品プラスチック量の見込み(法8条第2項第4号)

(単位:t)

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	133		133		131		130		129	
主としてアルミ製の容器	330		328		326		323		321	
無色のガラス製容器	186		185		184		182		181	
	(リデュース) 185	(独自処理量) －	(リデュース) 185	(独自処理量) －	(リデュース) 184	(独自処理量) －	(リデュース) 182	(独自処理量) －	(リデュース) 181	(独自処理量) －
茶色のガラス製容器	286		284		282		280		278	
	(リデュース) 286	(独自処理量) －	(リデュース) 284	(独自処理量) －	(リデュース) 282	(独自処理量) －	(リデュース) 280	(独自処理量) －	(リデュース) 278	(独自処理量) －
その他のガラス製容器	97		96		95		95		94	
	(リデュース) 97	(独自処理量) －	(リデュース) 96	(独自処理量) －	(リデュース) 95	(独自処理量) －	(リデュース) 95	(独自処理量) －	(リデュース) 94	(独自処理量) －
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの	49		49		49		48		48	
主として段ボール製の容器	1,126		1,118		1,110		1,102		1,094	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	776		771		764		759		754	
	(リデュース) －	(独自処理量) 776	(リデュース) －	(独自処理量) 771	(リデュース) －	(独自処理量) 764	(リデュース) －	(独自処理量) 759	(リデュース) －	(独自処理量) 754
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てるためのもの	503		499		496		493		489	
	(リデュース) 503	(独自処理量) －	(リデュース) 499	(独自処理量) －	(リデュース) 496	(独自処理量) －	(リデュース) 493	(独自処理量) －	(リデュース) 489	(独自処理量) －
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	2,228		2,213		2,197		2,182		2,166	
	(リデュース) 2,228	(独自処理量) －	(リデュース) 2,213	(独自処理量) －	(リデュース) 2,197	(独自処理量) －	(リデュース) 2,182	(独自処理量) －	(リデュース) 2,166	(独自処理量) －
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	217		216		214		213		211	
	(リデュース) 217	(独自処理量) －	(リデュース) 216	(独自処理量) －	(リデュース) 214	(独自処理量) －	(リデュース) 213	(独自処理量) －	(リデュース) 211	(独自処理量) －

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、直近3年度の分別基準適合物等の収集実績や組成分析見込量、人口変動率を勘案し、算定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
缶	スチール製の容器	缶	委託業者の指定日収集、住民団体による集団回収	委託業者、民間業者
	アルミ製の容器			
びん	無色のガラス製容器	びん	委託業者の指定日収集	委託業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器		紙パック	委託業者の指定日収集、住民団体による集団回収	委託業者、民間業者
段ボール製の容器		段ボール	公共施設拠点回収、住民団体による集団回収	民間業者
その他の紙製容器包装		紙類	委託業者の指定日収集	委託業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	その他プラスチック製の容器包装	プラスチック		
	製品プラスチック			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法8条第2項第6号)

缶・びん・紙パック・ペットボトル・プラスチック製容器包装・製品プラスチックについては、資源物として分別収集し、委託業者が選別・圧縮・梱包・保管等の中間処理を行う。

紙製容器包装については、紙類の資源物として分別収集し、委託業者が再商品化を行う。

また、段ボールについては、公共施設による拠点回収及び住民団体による集団回収での取組による資源化を主に推進しているため、下記の計画から除外している。

分別収集の用に供する施設整備計画

収集に係る分別の区分	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理			
スチール製の容器	缶	市販袋 (透明・半透明)	プレスパッカー車、パッカー車	委託業者 (選別・圧縮・保管施設)			
アルミ製の容器				委託業者 (選別・保管施設)			
無色のガラス製容器	びん						
茶色のガラス製容器							
その他のガラス製容器							
飲料用紙製容器	紙パック	ひもで縛る		委託業者 (保管施設)			
その他の紙製容器包装	紙類	市販袋 (透明・半透明)		委託業者 (保管・再商品化施設)			
ペットボトル	ペットボトル			委託業者 (圧縮・梱包・保管施設)			
その他プラスチック製の容器包装	プラスチック						
製品プラスチック							

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会

ごみの減量・再生利用等について、市民から幅広く意見を聞くため、条例に基づき、苫小牧市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

審議会は、学識経験者、市民（公募）、事業者、民間団体から選ばれた20人以内で構成し、任期は2年とする。

(2) 集団回収の促進

町内会及び各種団体等における自発的な集団回収が、効率的に実施されるよう支援するため、回収団体の登録を行い、団体の実態を把握するとともに団体相互の情報交換と連携強化を図る。

また、集団回収への積極的な参加及び利用拡大を図るとともに、集団回収の更なる促進に向け、「リサイクルハウス」の設置助成を継続して実施する。

(3) 意識啓発活動

ごみの減量やリサイクルの推進には、分別ルールの遵守が重要となるため、清掃指導員による現地指導をはじめ、分別排出及び排出抑制に関するパンフレットやホームページ、SNS、広報誌などを通じて、市民周知を図る。さらには、出前講座やイベント等を実施し、ごみの減量やリサイクルに対する市民の理解を深め、分別意識の浸透を図るなど、市民の分別・適正排出やリサイクルに関する意識啓発に努める。

(4) 次世代市民への環境教育の充実

小中学校の環境教育副読本を作成・活用し、教育現場における出前講座を実施することで、環境教育の充実を図る。

(5) 安定的で効率的なリサイクル工程の検証

令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環法により、市町村には容器包装プラスチックと製品プラスチックを回収し、資源化することが求められている。

本市では、平成20年から一括回収・資源化をしており、今後も安定的な処理ルート確保に向けた調査・検討を進める。